

地方議会議員年金制度の廃止方法に関する意見書

地方議会議員の年金制度については、「地方議会議員年金制度検討会（以下「検討会」）」が報告書（2009年12月）をまとめ、存続案（A・B案）と廃止案が併記された。その後、三議長会の要望や民主党の提言を踏まえ、「地方議会議員年金制度の廃止に伴う留意事項等について」（2010年12月、2011年1月）が提示された。“地方議員年金制度の廃止”の方向性が示されたが、「地方議会議員年金制度見直しについての総務省の対応方針」の内容は余りに議員への配慮だけが厚く、昨今の自治体財政状況を見越したものである。今後60年にわたって、都道府県・市町村合わせ総額約1兆1,400億円、年金受給資格者全員が年金を選択した場合は約1兆3,600億円の自治体負担が必要になり、到底市民の理解が得られるものではない。議員年金の厳しい財政状況を招いた要因としては、自治体合併等による議員数の削減が原因として指摘されているが、財政破綻を予見しながらここまで一時的な改定（修正）を繰り返してきた共済会の責任は大きく、そしてそれは自治体議会・議員の責任でもある。生活不安は議員固有のものではなく、日航の年金受給額減額の議論など社会状況を受けとめ、公費負担をできる限り削減するよう議員・議員OBみずからが再度真剣に考えるべきである。財政破綻が原因である制度廃止のために、現行と同等もしくはそれ以上の保障とするために多額の公費投入をすることは、是正すべきである。また、法律で全国一律に決定するのではなく、地域の財政状況を踏まえ、市民への説明責任をもって地方議会が決定することが、今求められる地域主権ではないか。

よって狛江市議会は政府等に対し、議員年金制度の廃止に向けた対応方法として、以下の事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 公的年金制度の一元化につなげる議論を行うこと。
- 2 地方議員年金制度廃止に伴う公費負担をできる限り少なくするため、制度廃止に向けた対応を以下のように見直すこと。

- (1) 総務省の廃止に向けた対応では、一時金の掛金総額の「80%」を一時金として給付するとしているが、少なくとも現行どおり在職年数に応じて49～64%にすること。廃止時に年金受給資格を満たしている者が一時金を選択した場合も同様（64%）とすること。
- (2) 遺族年金を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2011年3月25日

東京都狛江市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣様
衆議院議長
参議院議長

平成23年3月25日 原案否決